

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、前田道路株式会社、大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、株式会社ガイアート、東亜道路工業株式会社及び株式会社NIPPOに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

### <問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：黒川ひとみ

課長補佐：芳賀 忠光

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名  | 住 所               |
|------------|-------------------|
| 前田道路株式会社   | 東京都品川区大崎1-11-3    |
| 大成ロテック株式会社 | 東京都新宿区西新宿8-17-1   |
| 鹿島道路株式会社   | 東京都文京区後楽1-7-27    |
| 大林道路株式会社   | 東京都千代田区神田猿樂町2-8-8 |
| 日本道路株式会社   | 東京都港区新橋1-6-5      |
| 世紀東急工業株式会社 | 東京都港区芝公園2-9-3     |
| 株式会社ガイアート  | 東京都新宿区新小川町8-27    |
| 東亜道路工業株式会社 | 東京都港区六本木7-3-7     |
| 株式会社NIPPO  | 東京都中央区京橋1-19-11   |

2 指名停止措置期間

令和元年10月29日から令和元年11月28日まで

(前田道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、東亜道路工業株式会社、株式会社NIPPO)

令和元年10月29日から令和元年12月28日まで

(大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、株式会社ガイアート)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

公正取引委員会は、アスファルトの需要者向け販売価格の引き上げを行う価格カルテルを結び、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、違反業者9社(前田道路株式会社、大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、株式会社ガイアート、東亜道路工業株式会社、株式会社NIPPO)を公表した。日本道路株式会社及び株式会社NIPPOを除く7社に対し、排除措置命令を、また、株式会社NIPPOを除く8社に対し課徴金納付命令を行った。

なお、前田道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、東亜道路工業株式会社及び株式会社NIPPOについては、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第5号に該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2（抜粋）

| 措 置 要 件                                                                                            | 期 間                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>5 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>2ヶ月以上9ヶ月以内</p> |

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について」7. 別表2関係（4）（抜粋）

（4）別表2第5号から第7号まで及び第12号アの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度がなかったと想定した場合の期間の最大2分の1の期間まで短縮できるものとする。